

第 3 号議案

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 57 年亀岡市条例
第 9 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 57 年亀岡市条例
第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 5 月 8 日から適用す
る。

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 人事院規則の改正に準じ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための業務に従事する職員の特殊勤務手当の特例を廃止すること。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、令和5年5月8日から適用すること。